六十六番二、二百六十七番、二百六十七番二、二百六十七番三、二百六十七番五、二百六十八番、二百六十八番一、二百六十九番、二百六十九番一、二百七十一番二、二百七十二番から二百七十四番まで、二百七十四番一、二百七十五番二、二百七十六番、二百七十七番、二百七十七番一、二百七十八番から二百八十一番まで、二百八十一番一、二百八十二番、二百八十三番、二百八十三番二、二百八十四番、二百八十四番一、二百八十五番、二百八十五番二から二百八十五番四まで、二百八十六番一、二百八十六番二、二百八十七番、二百八十七番一から二百八十七番七まで、二百八十九番、二百九十番一、二百九十二番、二百九十四番十四、二百九十四番十七、二百九十四番十八、二百九十九番一、二百九十九番二、三百番一から三百番八まで、三百一番、三百三番及び三百四番の区域

(4)　飾磨区構字西飯田新田千百六番一、千百六番二、千百七番一、千百七番二、千百八番一、千百八番二、千百九番一、千百九番二、千百十番、千百十一番、千百十二番一、千百十三番、千百十四番、千百十五番一、千百十六番一、千百十六番二、千百十七番、千百十八番、千百十九番一、千百二十番一、千百二十一番一、千百二十一番三、千百二十一番三から千百二十一番三まで、千百二十二番、千百二十三番、千百二十四番一、千百二十四番二、千百二十四番五、千百二十六番一、千百二十六番二、千百二十六番六、千百三十二番三、千百三十三番一、千百三十四番一から千百三十四番三まで、千百三十五番一、千百三十七番一、千百三十七番二、千百三十八番、千百三十九番、千百四十番一、千百四十番八、千百四十一番一、千百四十七番、千百四十八番一、千百四十九番一、千百五十番一、千百五十番五、千百五十一番一、千百五十一番二、千百五十一番四、千百五十三番一、千百五十四番一、千百五十四番三、千百五十五番一、千百五十七番一、千百五十七番三、千百五十七番四、千百五十九番三及び千百五十九番五、飾磨区今在家字東荒新田千七十五番七、千七十五番八、千七十五番十、千七十五番十二、千七十五番十三、千七十五番十五、千七十六番一、千七十六番二、千七十七番、千七十八番二、千七十九番三、千八十五番一、千八十六番から千八十八番まで、千八十九番一、千九十三番一、千九十四番、千九十五番一、千九十五番二、千九十六番二、千九十六番三、千百三番二から千百三番五まで、千百四番、千百五番一から千百五番五まで、千百六番五から千百六番九まで、千百十番一及び千百十番二並びに字西荒新田千五十六番一、千六十番十一、千六十番十二、千六十一番一、千六十一番三、千六十二番一、千六十二番二、千六十三番五、千六十三番六、千六十六番一、千六十六番十、千六十六番十一、千六十六番十六、千六十七番、千六十七番四、千六十八番二、千六十八番五、千六十八番八及び千六十八番九並びに飾磨区英賀字葭林新田甲千九百二十二番二、甲千九百二十六番一から甲千九百二十六番九まで、甲千九百二十七番一、甲千九百二十七番六、甲千九百二十七番八から甲千九百二十七番十まで、甲千九百二十八番七、甲千九百二十八番十三、甲千九百二十九番一、甲千九百二十九番三から甲千九百二十九番五まで、甲千九百三十番一、甲千九百三十二番、甲千九百三十三番二から甲千九百三十三番四まで、甲千九百三十三番二十、甲千九百三十三番二十四及び甲千九百三十七番五から甲千九百三十七番七までの区域

(5)　広畑区鶴町一丁目五十六番から六十二番まで、六十三番一、六十三番二、六十四番、六十五番、六十六番一、六十六番二、六十七番から九十七番まで、九十八番一、九十八番二、九十九番から百一番まで、百一番二及び百一番三、広畑区鶴町二丁目三十八番から四十六番まで、四十七番一、四十七番二、四十八番、四十九番一、四十九番二、五十番から五十三番まで、五十四番一、五十四番二、五十五番から五十七番まで、五十七番二から五十七番十まで、五十八番、五十九番一から五十九番三まで、六十番一、六十番二、六十一番一、六十一番二、六十二番一、六十二番四、六十二番五及び六十三番から六十六番まで、広畑区大町一丁目五十九番一から六十八番四まで、広畑区大町二丁目十七番から五十八番六十三までの区域

(6)　大津区勘兵衛町一丁目百二十九番から百九十三番まで並びに大津区勘兵衛町四丁目十番及び三十番一から三十五番までの区域

(7)　網干区新在家字衣掛九百四十番一、千二百三十九番一及び千二百三十九番四から千二百三十九番七まで、字五本松千二百七十一番一、千二百七十一番三、千二百七十二番一から千二百七十二番五まで、千二百七十五番一から千二百七十五番三まで、千二百七十九番、千二百八十番・千二百八十一番一合併、千二百八十一番一合併一、千二百八十二番三、千二百八十三番三、千二百八十三番五及び千二百八十三番六並びに字塩浜百七十九番一、百七十九番五、百七十九番六、百九十二番一、二百二番二、二百二番四、二百二番五、二百七番二から二百七番四まで、二百十八番一、二百十八番二、二百十九番一、二百二十四番、二百二十二番一、二百三十六番一、二百四十三番、二百四十三番一及び二百四十三番二並びに網干区大江島字西高八百三十番の区域

(8)　網干区興浜字第一味岡二千八十三番二から二千八十三番四まで、二千九十三番一から二千九十三番六十七まで及び二千九十三番六十九から二千九十三番七十二まで、字小松鼻四百八十三番二、四百八十三番八、四百八十三番十三から四百八十三番十九まで、四百八十四番一、四百八十四番三、四百八十四番五から四百八十四番八まで、四百八十四番十及び四百八十四番十一、字沖高洲八百七十五番二から八百七十六番及び八百七十六番二から八百七十六番九まで並びに字安土川千番及び千番一から千番九まで並びに網干区浜田字中沖新田九百三十一番二、九百三十一番十二、九百三十一番十三及び九百三十一番十八、字西沖新田八百九十三番五から八百九十三番七まで、八百九十三番九、八百九十三番十及び八百九十三番十一、字寄洲新畑千百五十三番四から千百五十三番七まで、千百五十三番十二及び千百五十三番十三並びに字入江新畑千百三十三番の区域

第四十九号ロ中「百十三番地」を「百十三番地の一から百十三番地の三まで」に、「百十六番地」を、「百十六番地の一、百十六番地の二」に改め、第七十号中「五千六十六番、五千六十七番」を「五千六十八番、五千六十九番一から五千六十九番五まで、五千六十九番十から五千六十九番十二まで、五千七十番、五千七十一番一、五千七十一番二」に改め、「並びに同町五千六十八番、五千六十九番一から五千六十九番十二まで、五千七十一番一、五千七十一番二」を削り、第七十五号ロ中「四百八十五番地及び四百八十八番地の四、」を「四百八十五番地の一及び四百八十八番地の四並びに」に改める。

○法務省告示第四百十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年八月三十日

法務大臣　江田　五月

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請をしようとする者であって、その住所が、青森県の区域、岩手県の区域、宮城県の区域、福島県の区域又は茨城県の区域（以下「特定区域」という。）に在るもの	平成二十三年十二月三十一日
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	当該申請をしようとする者であって、その住所が特定区域に在るもの	